

和歌山県DV相談支援センター

電話相談 9:00～21:30

年末年始を除く

面接相談 9:00～17:45

※要予約、土日・休日・年末年始を除く

◎秘密は厳守します。費用は無料です。

☎ 073-445-0793

緊急時には110番！

下記のところでも相談に応じています

海草振興局健康福祉部	073-482-0600
那賀振興局健康福祉部	0736-61-0020
伊都振興局健康福祉部	0736-42-0491
有田振興局健康福祉部	0737-64-1291
日高振興局健康福祉部	0738-22-3481
西牟婁振興局健康福祉部	0739-22-1200
東牟婁振興局健康福祉部	0735-21-9610
東牟婁振興局健康福祉部	
串本支所	0735-72-0525
和歌山市市民相談センター	073-435-1025
和歌山市男女共生推進センター	073-431-5528

*DV相談+（プラス）<https://soudanplus.jp/>

電話・メール24時間受付 ☎0120-279-889

*DV相談ナビ(全国共通短縮番号) # 8008
は れ れ ば

和歌山県 DV 相談支援センター



◎様々な悩みを抱えている女性の相談に応じて
問題解決にあたり、女性が幸せな社会生活や
家庭生活を送れるよう支援します。

◎男性を含むすべての方の、配偶者等からの
暴力の相談に応じます。

ひとりで悩まないで



相談内容

- 配偶者や交際相手から暴力を受けた
- 離婚、男女・パートナーとの関係で悩んでいる
- 家庭内での不和やいざこざで悩んでいる
- 生活困窮、住むところがない
- 親子、親族間のトラブルがある
- 保護命令の申し立てをしたい
- デートDV、ストーカー被害に悩んでいる
など等

◎DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、

はいぐうしゃ 配偶者やパートナー(又は元も含む)からの暴力です。
はうりよく 殴る・蹴るだけが暴力ではありません。

〈具体的な暴力の例〉

- | | |
|------------|---|
| 身体的暴力 | 殴る、蹴る、物を投げる、首を絞める 等 |
| 精神的暴力 | 怒鳴る、脅す、人格の否定 等 |
| 性的暴力 | 同意のない性的な行為・性行為を強要、
避妊に非協力的、中絶の強要 等 |
| 経済的暴力 | 生活費を渡さない、借金をさせる、
仕事を辞めさせる 等 |
| 社会的暴力 | 外出・交友の制限、行動の監視、
電話・SNS等の履歴チェック 等 |
| 子どもを利用した暴力 | 子どもの取り上げ、危害をほのめかす、
子どもへの叱責や体罰を強要する、
子どもに悪口を吹き込む 等 |

